

総社市イメージキャラクター条例をここに公布する。

平成31年1月9日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第1号

総社市イメージキャラクター条例

(目的)

第1条 この条例は、子育て王国そうじゃのマスコットキャラクターであるチュッピーを本市のイメージキャラクターとし、その活用を促進することにより、市民の郷土愛の醸成を図り、もって活力あるまちづくりに資することを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は、イメージキャラクターを市内外に積極的に発信するとともに、市が実施する事業等、あらゆる機会を通じて広く周知し、その活用を促進するものとする。

2 市は、前項の役割を達成するため、財政上の措置のほか、必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。